

書面の電子交付に関する取扱規程

(目的)

第 1 条 株式会社証券ジャパン（以下「当社」という。）がお客様に対し書面の電子交付を行う場合には、「書面の電子交付に関するご説明」をお客様に交付し、その承諾を得るものとします。

(中止)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、書面の電子交付を中止することができるものとします。

- (1) お客様が、当社所定の届出方法により書面の電子交付の取止めを申出、それを当社が確認したとき。
- (2) お客様が、書面の電子交付の利用に限らず、虚偽の届出を行ったとき。
- (3) お客様が、法令諸規則および当社所定の規程のいずれかの定めに違反したとき。
- (4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了したとき。